

申告相談の日程

■受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
 ■申告会場 中央公民館裏の駐車場に設置した仮設会場

日程	対象地区
2月	15日(水) 大綱木
	16日(木) 小島(1・2・3・4方部)
	17日(金) 小島(5・6・7・8方部)
	20日(月) 羽田
	21日(火) 秋山
	22日(水) 小綱木
	23日(木) 東福沢・川俣(柏崎)
	24日(金) 西福沢・鶴沢(油田)
	27日(月) 山木屋(1・甲2・乙2・3・4・5区)
	28日(火) 山木屋(6・7・甲8・乙8・9区)

日程	対象地区
3月	1日(水) 鶴沢(東部)
	2日(木) 鶴沢(西部)
	3日(金) 小神
	6日(月) 飯坂(入組・屋組・大木戸・峠・成栗・萩平・砂田)
	7日(火) 飯坂(上記以外) 川俣(賤ノ田・東大清水)
	8日(水) 川俣(仲ノ内・大作・小作・新中町方面)
	9日(木) 川俣(本町・中島・壁沢・倉ヶ作・大内方面)
	10日(金) 川俣(鉄炮町・瓦町・日和田・池ノ入方面)
	13日(月) 川俣(八反田・五百田・宮赤・中丁方面)
	14日(火) 予備日
	15日(水) 予備日

- 対象地区の指定日に都合の悪い方は、その他の日程でも申告相談ができますので早目の申告をお願いします。
- 期間中は、町民税務課の窓口では申告相談は行っていません(自書による申告書提出のみ受け付けます)。

税務署の確定申告書作成会場は

『ウイル福島アクティおろしまち』

(福島卸商団地内)です。

福島税務署では、所得税・消費税・贈与税の申告が必要な方、税金の還付を受ける方を対象に、確定申告書の作成を「ウイル福島」を会場に行います。申告書はパソコンで作成していただきます。

■日時 2月16日(木)～3月15日(水)
 午前9時30分～午後4時

※会場内は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合があります。開設時間内に申告書を作成できるよう、あらかじめ「集計」などを済ませて午後3時前のご来場にご協力願います。

※土・日曜日、祝日の受付は、2月19日(日)・2月26日(日)のみ行います。そのほかはお休みです。

■場所 ウイル福島アクティおろしまち(福島卸商団地内・福島市鎌田字卸町10-1)

※会場にお越しの際は、阿武隈急行鉄道が便利です(「卸町駅」下車、徒歩5分)。

また、期間中は福島税務署内には申告書作成会場を開設していませんのでご注意ください。



マイナンバーカードで e-tax (国税電子申告・納税システム)

e-tax を利用すれば、インターネットを利用して確定申告書等を作成・提出することができます。

事前準備 → ①マイナンバーカード取得、②ICカードリーダライタを用意、③国税庁HPの「確定申告書作成コーナーへ

詳しくはホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

インフルエンザ感染予防についてのお願い

ご本人やご家族がインフルエンザにかかっているなど、他人に感染させる恐れがある方は、申告会場へのご来場をお控えください。医療機関で受診するなどして、他人に感染させる恐れがないかを確認してからご来場ください。

申告は忘れずに、そしてお早目にお願ひします!

町 県 民 税 の 申 告

平成29年度町県民税は、平成29年1月1日現在、川俣町に住所のある方で、前年中（平成28年1月1日～12月31日）に所得があった方に課税されます。

問 町民税務課 税務係（内線1302）

申告の必要な方

- 商業・工業・農業・サービス業などの事業を営んでいた方
 - 地代・家賃・配当などの所得があった方
 - 土地・その他の資産を売った方
 - 給与所得者で、給与所得以外の所得があった方や、2ヶ所以上から給与を得ている方
 - 前年の途中で会社を退職した方
 - 公的年金受給者のうち、社会保険料・生命保険料・地震（損害）保険料等の控除を受ける方
- ※収入がなかった方や、収入が遺族年金や障害年金（非課税年金）のみだった方でも、国民健康保険税や介護保険料等を課税計算する際の世帯所得として用いたり、所得証明に用いたりしますので、申告が必要です。

扶養控除について

年金、給与等収入のある方でも、年間の所得金額が38万円（給与収入のみの場合は年間収入103万円、65歳以上の方の場合で年金収入のみの場合は年間収入158万円）以下の方は、被扶養者として家族の扶養となることができます。年末調整等を受けていない場合には申告してください。
※年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除は、平成24年度分から廃止されています。

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 本人名義の銀行等の預金通帳等口座番号のわかるもの
- ③ 給与・年金等の源泉徴収票、支払調書（家族分も持参してください）
- ④ 各種領収書または証明書（医療費・生命保険料・地震（損害）保険料・国民年金保険料・農業者年金保険料など）
※医療費控除を受ける方は、家族ごと医療機関（病院、医院、薬局）ごとに領収書を振り分け、合計額を集計のうえ、持参してください。
※雑損控除を受ける方は、り災証明書や損害のために支払った領収書等を持参してください。
※「ふるさと納税」などの寄附金・義援金の税控除を受ける方は、振込書の控や受領証等を持参してください。
- ⑤ 事業所得（営業・農業による所得など）・不動産所得がある方は、収支内訳書を作成し、持参してください（昨年の内訳書を参考にするなどして作成してください）。
※収支の内容が判明できる帳簿も持参してください。（平成26年1月から事業所得・不動産所得のあるすべての方が、帳簿の記帳・保存が義務化されています）

無収入だった方

前年中に収入がなかった方は、町県民税申告書に住所・氏名・生年月日を記入し捺印のうえ、余白に「収入なし」と朱書きをして提出してください。申告会場へ来なくても自分で申告書を作成して提出することができます。町県民税の申告書は、町民税務課の窓口へ備え付けてあります。町ホームページからもダウンロードできます。

マイナンバー

今年の確定申告から個人番号の記載が必要になります。申告者と扶養控除対象者（控除対象配偶者）のマイナンバーのわかるもの（通知カード等）及び、申告者の身分証明書（運転免許証等）を持参してください。※自分で作成し税務署に提出する場合も、これらの写しの添付が必要です。

- 住民税申告書の提出方法及び提出先 -

直接持参（町民税務課窓口）するか、郵送（〒960-1492 川俣町町民税務課行*住所記載不要）してください。